

○大阪市契約規則第3条の2第3項に 規定する別に定める契約

制 定 平成19年 4月1日 告示367の5
最近改正 平成29年10月6日 告示1390

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第3条の2第3項に規定する別に定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市契約規則第3条第2項に規定する契約のうち、異なる局及び区が共同して物品又は役務を調達するため一括して一般競争入札を実施する契約

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

この告示による改正後の規定は、平成26年6月1日以降に発注するものについて適用し、同日前に発注した契約については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成28年10月18日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。